

## 第3回志摩市景観審議会 議事録（概要版）

1. 日時 平成28年1月25日（水） 午後1時35分から4時30分まで

2. 場所 志摩市役所4階 405号室

3. 出席者

(1) 委員：8名（内1名欠席）

浅野 聡（会長）、林 州啓（副会長）、田邊 学、雨宮 俊、山崎 勝也、  
上村 正則、山際 良成、（井上 恵子は欠席）

(2) 事務局：4名

建設部長 森本、都市計画課長 柴原、都市計画課課長補佐 濱口、  
都市計画係長 上村

(3) 傍聴者：1名

4. 会議次第

1 開 会

2 議 事

(1) 会長及び副会長の選出について

(2) 志摩市景観計画に基づく届出件数について（報告）

(3) 太陽光発電施設に関するガイドライン（素案）について（提案）

(4) 志摩市景観計画の進行管理（案）について（提案）

(5) 議案審議

1. 志摩市景観規則の一部改正（案）について（議案第1号）

2. 志摩市内における風力発電計画について（議案第2号）

(6) その他

5. 閉 会

## 議事録（概要）

### 1. 開 会

開会の挨拶（都市計画課長）

委員の自己紹介

事務局の自己紹介

建設部長 森本 挨拶（市長代行）

会議資料確認

## 2. 議 事

### (1) 会長及び副会長の選出について

#### (委員) 会長について

三重大学准教授 浅野委員を会長に推薦したいが各委員の意見をお伺いします。

#### (他委員)

異議なし。

#### (事務局)

異議なしという事で浅野委員を会長に選出します。浅野会長に挨拶をお願いします。

#### (会長)

挨拶以前から志摩市の景観計画案等に関わらせていただいております。三重県や各市の景観計画に委員にも関わっていますが、特に伊勢、鳥羽、志摩には国立公園ということもありますので、志摩の景観が良くなるようにこの審議会を進めていこうと思います。

#### (会長) 副会長の選出について

私からの意見として、副会長の選任について林委員を選出したいがよろしいですか。

#### (他委員)

異議なし。

#### (会長)

異議なしということで林委員を副会長に選出します。

#### (浅野会長)

議事の進行にあたり、傍聴者の方には「議案第 2 号 志摩市内における風力発電計画について」は志摩市情報公開条例第 9 条に該当するため、「第 2 号議案」の際にはご退席願いますよろしいでしょうか。

(傍聴者)

はい。

(会長)

では議事の進行を始めさせていただきます。

本日、委員の出席者は 8 名中 7 名が出席していることから (1 名欠席)、志摩市景観規則第 24 条第 2 項の規定の開催要件を満たしておりますので、会議は成立となります。

## (2) 志摩市景観計画に基づく届出件数について（報告）

（事務局）

都市計画課の上村が説明させていただきます。

### 事務局報告（資料 1\_プレゼン資料）

1. はじめに
  - ・景観形成の目標
  - ・本誌の景観のとらえ方
  - ・景観計画区域
  - ・景観計画の概要
  - ・今後の課題
2. 景観条例に基づく届出及び通知状況
3. 過去 3 年間にわたる届出件数推移
4. 届出事例 工作物
  - ・太陽光発電施設の新設
    - ・事例 1
    - ・事例 2
    - ・事例 3
  - ・柱の色彩変更・新設
    - ・事例 1
    - ・事例 2
    - ・事例 3
5. 届出事例 建築物
  - ・建築物の増築
    - ・事例 1
    - ・事例 2

(会長)

届出件数や具体的な事例などの説明がありました但何かご意見ありますでしょうか。

(委員)

この届出案件の中ですでに施工が済まされているものは何件あるのか。まだのものは何件あるのか。

(事務局)

先ほど紹介させていただいた事例の写真はすべて完了報告時の写真ですので、これらはすべて施工済みです。現在(平成28年度)通知10件、届出39件ありますが、その内訳の資料が手元にないため、また調べて改めて委員へ説明します。

(委員)

ありがとうございました。

(委員)

資料1の12ページのところで、太陽光のパネルについて、反射光を減らしたものに指導したとの事ですがもう少し詳しくお聞かせください。太陽光のパネルは(光の)吸収率が高く反射がしにくいものが主流になっていますが、どういった指導がされているのでしょうか。

(事務局)

志摩市は具体的にこの基準やこの物でといった指定はしておらず、(業者からの)提案ということになっております。個々の物についての確認はしておりません。

(3) 太陽光発電施設に関するガイドライン（素案）について（提案）

(会長)

雨宮委員のご指摘のとおり具体的な基準などのガイドラインについてのアドバイスがあればいただきたいです。

(副会長)

工作物の届出があった際にはすぐに許可を出しているのですか。

(事務局)

届出から 30 日以内は着工出来ないという規定になっております。特別な場合、景観審議会にかける必要のある場合には最大 90 日の着工の延期をさせることが出来ますのでその中で個別案件があれば待ってくださいということにしています。今回議案の 2 号にあげさせていただいたものが、その案件になります。

(副会長)

注文を付けることもその期間内ですか。

(事務局)

基本は 30 日以内であれば助言・指導していく。事務局だけでは判断できないものについては審議会を開催し 90 日まで延ばすことは出来るので、その中で対応ということになります。

(委員)

配布資料 1 の 14 ページの山地・里山ゾーンでこちらの（アンテナを）茶色に塗って頂くのはいいことだと思うのですが、上下で見比べていただくと線路の架線柱と携帯電話のアンテナがありますが、茶色に塗った方（アンテナ）よりも塗ってない方（架線柱）が景観に馴染んで見えます。

茶色の選び方によっては目立ってしまうので、「志摩市景観計画 景観形成基準解説書」39 ページの中であるマンセル値 10YR2.0（赤みの少ない黒っぽい茶

色)に指導して頂くことで、より落ち着いたものになります。

(事務局)

ありがとうございます。ご説明遅れましたが別添として「志摩市景観審議会資料(法令・条例等)」を用意しておりまして、こちらに「志摩市景観計画 景観形成基準解説書」も付属しております。

マンセル値をこれにしてくれといった事も掲載していますので、先程のご指摘としてはこれに合わせて助言・指導していくようにということになります。

(会長)

田邊委員のご指摘ありがとうございました。他ご質問ありますか。

(委員)

届出したものに関して100%すべてOKしているのですか。

(事務局)

そうなります。届出になりましたので先程の景観形成基準を確認し配慮がなされているのであれば、もうOKという形になります。

(委員)

チェックしてこれは駄目ですよというのはないですか。

(事務局)

まず初めに事前の相談申し込みを出して頂いておりまして、そちらの方で助言・指導をさせて頂いています。そしてその内容を盛り込んだ届出書を出していただくという形で対応させて頂いております。

(委員)

最近新聞でも話題になっている、山を崩した際や工事を行った際に出てくる赤土を含む排水が海に与える影響とイノシシ等の動物に与える影響については



どうですか。

(事務局)

6. その他にて、そのあたりのお話もさせていただきたいと思っております。

(委員)

申請した案件で書類精査やその他書類が整っていれば、行政としては許可するということになりますか。

(事務局)

そうなります。

(委員)

申請書類の図面確認と現場確認は行っているのですか。

(事務局)

最近は太陽光の関係も増えていますので必ず確認しております。

(事務局)

この届出については景観に関して適しているかどうかの確認ですのでそのあたりはご理解をお願いします。今太陽光の話が多いのですが、太陽光の設置をして良いのかという届出ではなく、景観条例に関する届出ですので、先程田邊委員がおっしゃられた様に色彩が適合しているかどうか等を判断しており、設置できるかどうかのチェックはしておりません。

先程副会長さんの工作物の話がありまして、工作物に関してはある一定のものに関しては建築確認申請の届出が必要ですが、景観条例は建物の構造的なチェックまでは行っておりません。特に工作物の建築確認におきまして、電磁法は除くとありまして太陽光パネルや風車は工作物の確認申請は要らないということになります。

それで行政サイドとしては課題が多すぎて弱っているというのが現状です。本来国は太陽光発電などの自然由来の再生可能エネルギーを推奨していますので、そのあたりにギャップがあります。そのあたりを景観の方でもチェックしていきたいと考えております。

あくまでもこの場においては景観条例においては図面等の審査に OK かどうかだけですので、そのあたりご理解願います。

(委員)

開発許可は必要なのですか。

(事務局)

開発の許可に該当するかしらないかで、「いる・いない」の判断となってきます。例えば、切土・盛土に関しては、市の方で別の条例があり、1000 平方メートル以上であれば市のそちらの条例に該当します。

例えば 2000 平方メートルの休耕田に太陽光を行う場合には、届出は要らないということになります。

(委員)

そこに建築物を建てる場合は届出がいる？

(事務局)

太陽光だけでしたら不要です。

(委員)

伐採はどうですか。

(事務局)

森林の伐採に関して森林区域でしたら森林法に引っかかってきます。普通のところでしたらただの雑木ですから、刈っても問題ありません。そのあたり（の

判断)が難しい所です。

(委員)

志摩市は国立公園内ですので、景観から始まりそういう風な届出をチェックするものだと思っていました。

(事務局)

話は脱線しましたが、この場においてはそういうことですのでご理解願います。

(委員)

わかりました。

(会長)

このような率直な意見を出して頂きまして、今部長さんが出された意見に近い運用が出来るので、また6.その他のところで話したいと思います。

今、志摩市の景観計画では500平方メートル以上のものしか太陽光の届出の必要がないので、個人が作るものではこれ以下になるのがほとんどです。

そこで景観審議会で協議して500平方メートルの基準を変更することが可能ですので、変更した際に市にちゃんと届出出来るかどうかのバランスを見る事も可能です。市民の皆様から困っていることがあれば、より小規模の太陽光も規制することが可能ですので日常生活で困っていることを率直な意見で出していただけたらと思います。

他に意見ありますでしょうか。

(意見なし)

(会長)

では私から 1 点質問します。先程の報告の中で重要なことがありまして、配布資料 1 の 6 ページですが、この後の議事にも関わってくるのですが「今後の課題」でこのあたりが事務局として出てきていますので審議会でもご意見出して頂きたいと思います。「重点候補地区」から「重点地区」への指定ということで景観計画を作るときに地区指定で国府などは進んでいないので、「重点地区」に指定し、町の活性化になればと考えています。

三重県内全体でも各市で増えてきていますので国立公園内で候補地区も多くある志摩市にも「重点地区」の指定を行って頂きたいと思います。同様に美しい眺望・景観を守るといったことに関してもいい眺望箇所はたくさんありますので、眺望計画の保全地区の追加指定を新たに行うなど、景観重要建造物や樹木の指定もまだなされていないので、そろそろ具体的に指定をしていってもいいのかなと思います。

(3) 太陽光発電施設に関するガイドライン（素案）について（提案）

(事務局)

資料2の説明の概要の説明

(会長)

中身の説明もお願いします。

(事務局)

はい。わかりました。

「太陽光発電施設に関するガイドライン（素案）」

1. 背景と目的

最終目標として、地域の良好な景観形成を寄与するためのものになります。

2. 配慮事項

各ゾーン・各眺望保全地区ごとに配慮項目を作りたいと思います。

【山地・里山ゾーン】【里海・熊野灘沿岸ゾーン】【市街地ゾーン】【沿道ゾーン（内陸型）】【沿道ゾーン（沿岸型）】【横山展望台眺望保全地区】【桐垣展望台眺望保全地区】

3. 維持管理

基本的には県のものと同じですが、撤去に関する項目を追加しました。

4. 提出書類

県のものと同様に基本的には同じです。

(事務局)

この様な形で進めていきたいと思っておりますので、普段思われている点でこうした方がいいと思われる点があればこの中に取り入れていこうと思っておりますので、景観の観点で入れていきたいと案があればご進言よろしく申し上げます。

(会長)

次回以降の審議会で正式な議案として出される予定ですか。

(事務局)

その予定です。

(会長)

これから景観形成ガイドラインを検討していきますので取り組みの紹介と今の段階での説明をお願いします。ただこの場で決定する訳ではございませんので、また次回以降に決定する予定です。

(委員)

資料 2 の 10 ページですが、維持管理の面で、太陽光パネルに関して耐用年数はどれぐらいあるのか。例えば太陽工パネル設置後 20 年後に設置当時の経営者・契約者との連絡・確認が取れるのか。

太陽光パネルの処分に関して産業廃棄物になるのかどうかの見解。

事業者が倒産した場合や事業を行っていない場合等について今後の対応処理はどうなるか。

上記の点についてガイドラインに入れることが出来るのであればいいと考えている。設置後のことについての記載がほとんど載っていないので皆様と協議したいと考えている。

(会長)

重要なご指摘だと思います。この点に関しまして雨宮さんから補足はありますか？

(委員)

志摩市は国立公園に指定されておりまして志摩市景観要綱に普通地域と特別地域が用意されております。この中で特別地域では規模の大小関わらず申請が必要になりますが、普通地域では 1000 平方メートルを超えるものに関しては申請が必要となります。景観計画と同様に届出書の提出をしていただく必要があ

ります。

この際に特段、撤去に関わる項目を掲げておりませんでした。今後平成 29 年の途中から、「事業が終わった後撤去してください」という命令をかけるパブリックコメントを今作成しております。この撤去命令というのは最初届出を出した事業者のみならず、最終的な所有者までかけることができるという内容になる見込みです。

(事務局)

補足よろしいでしょうか。環境省の基本的な考え方(参考資料 12 番)「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準等の一部改正案の概要(平成 28 年 11 月発表)」の内容のことを先程(雨宮委員が)おっしゃられていたと思いますがこちらのパブリックコメントの内容になります。

また「自然公園施行規則の一部を改正する省令(概要)(平成 27 年 5 月発表)」について、太陽光に関しては特別地域での行為は許可、普通地域では届出となりました。

(委員)

平成 27 年 5 月以降では、特別地域では伐採を行うようなソーラーの設置は許可できない。なおかつ普通地域では 1000 平方メートルを超えるものには届出が必要になっています。

(委員)

ということは、最終の所有者に命令をかけることは可能ということですね。わかりました。

(事務局)

もう一点付け加えですが、6.その他の方で時間を設けさせて頂いていたのですが、市における太陽光に対する今の対応について私ども(都市計画課)以外の関係する部局の紹介をさせていただこうと思っています。

(会長)

雨宮委員のお話ですと 1000 平方メートル未満 500 平方メートル以上の話は届出対象ですか。

(委員)

届出不要で命令を出しませんので、その範囲を景観条例で補っていただきたいと思います。

(会長)

小粒の話がどんどん増殖してくる可能性がありますので、1000 平方メートル以上のものは環境省のもので対応して撤去の命令になります。

今の山崎委員のご指摘は重要なので、太陽光発電に関するいろいろな手続きに関して、整理した表で環境省の提案からもれるものを、市の景観計画で拾っていけると思いますので、例えば志摩市の景観計画基準では 500 平方メートル以上ですので環境省の 1000 平方メートルとの間に対応できると思います。

ただ 500 平方メートルでもかなり大きいので、志摩市の方も 500 平方メートル未満のものでも問題になってくるということも出てきますので、一旦委員の皆さんに現在の法律上はここまで来ているということをお伝えして、ここから下は検討課題になりますとお伝えできますか。

(事務局)

わかりました。

(会長)

後山崎委員の方から廃棄の取り扱いや制度化の有無について我々の勉強を込めてまとめていただけませんか。

(事務局)

わかりました。



(会長)

そして委員の皆様から提案された、太陽光発電に関わる意見をいただくということで対応していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

では他の方どうでしょう。

(委員)

今日電車で外の車窓を見ながら来たのですが、磯部駅のすぐそばにも太陽光パネルが設置されておりまして住宅の側にも設置されているのだなと思ったのですが、特に市街地におきましてかなり住宅に隣接してパネルが設置されている場合に反射とか、反射に伴う熱等が報道されていますけれど、住宅地近辺への設置で光や熱に配慮したものや配置の面での配慮が望ましいのが1点。

もう1点が眺望景観地区を挙げていただいて、市独自のものを加えていただいているのですが、そもそも眺望を保全していかなければならない地区です。視点場から見える部分の場所の設置を是とするのではなく極力避けていただくといったことを謳った上で、「やむを得ない場合に景観上の表面的な配慮をしていただくのが望ましい」といった書き方にした方が、本質的な景観形成に繋がるのではないかと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。県の景観審議会でもそのような議論の中で作っていただきましたので参考にしながら市の方でも詰めていこうと思います。

(事務局)

補足で資料 1 の 6 ページをご覧ください。先程言われた磯部地区は市街地ゾーンに含まれております。その際にどのような配慮事項を書いていくのか担当者とも悩んでおります。先程の委員の意見に関しても参考にさせていただこうと思います。

(会長)

はい。ありがとうございます。では他の方どうでしょう。

(委員)

太陽光パネルに関して今は地面と水平に設置しますけれど、高さの高い周りのビルに対して光が反射することに気をつけて書いてもらえたらいいのではないのかなと思います。

スライド番号 9 ページの桐垣展望台保全地区の配慮事項はと書いてありますが、すでに自然公園法規則第 11 条により何m以下の高さに抑えるといった記載はありますが、自然公園法では太陽光については高さの規制は載っていないのです。

(事務局)

景観形成基準 49 ページに記載されています内容を転記しておりますが、このあたりの内容を変更していく必要があるという事ですね。

(委員)

建築物に関しては個別の高さの制限は設けておりますが太陽光の高さの制限は設けていませんので。

(事務局)

すみません。建築物の高さを押さえてということは景観形成基準上のものですがこれをそのまま太陽光に当てはめてしまうのはおかしいということですね。

(委員)

はい。

(会長)

そのあたりも注意していかないといけないですね。

(委員)

もう 1 点なのですが（太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインの）2 ページの色彩のところは原則として黒またはダークグレー、ダークブラウンとありますが、紺色は認めないという考えですか。

(事務局)

紺から黒までありますがどこまで認めるのかという点で紺色の場合少し明るい紺色もありますし紺色でも流行り廃りの色があるので判断が難しいというところではあります。

(委員)

個人的には濃い紺色であれば違和感がないのかなと思うのです。例えば展望台から海を見たときに濃い紺色のパネルであれば見間違うのではないかと思うのです。個人的には濃い紺色も認めてもいいのではないかと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員)

一応色彩基準がありまして、彩度が 2.0 以下としています。マンセル値を測ってほしいとの要望があるのですけれどかなり幅がありまして、パネルの彩度が 6.0 のものから 2.0 以下に収まるものまで様々ありまして、メーカーによってはそのまま形成基準を引用して収まるものもありますので紺色も入れてもいいのではないかと思います。

彩度を見ていく基準がありますのでそこを見ていけばいいと思います。

(委員)

インド製のパネルは割りとはっきりとした青色ですのでパネルも幅があります。

(会長)

では紺色も入れることについては検討事項とします。  
他に皆様からご質問事項あれば伺いたいのですが。

ないようですのでまた雨宮委員の方で全国の景観形成ガイドラインの情報提供あれば今後お願いします。

今後は景観形成ガイドラインの審議が始まった段階でご連絡を致しますので皆様よろしくお願いします。

(会長)

では次の議題、「(4) 志摩市景観計画の進行管理(案)について(提案)」こちらの説明をお願いします。

(事務局)

資料3. 「(4) 志摩市景観計画の進行管理(案)について」の説明

1. 提案の趣旨
2. 志摩市景観計画に記載された主な検討課題
3. 再生可能エネルギー発電施設に関わる対応について
4. 個別案件の調査審議に係る「部会」の設置案件について

(会長)

ありがとうございました。ただいまの説明で今後景観計画の必要なところの見直しを行いたいと事務局から提案があったものです。この件で何かご意見・ご質問ありますか。

(委員)

景観審議会下部組織である「部会」の設置については賛成です。

(会長)

ありがとうございました。他の市でも審議会と部会の2つがセットになっているところが多いです。他にご意見・ご質問ございますか。

(委員)

部会はどのような編成になりますか。

(事務局)

現在考えているのは浅野先生と建築士の方と雨宮さんが入って頂けたらと考えております。そのあたりで個別の事例については対応して、審議会でのどのような事例があり審議したとの報告を行いたいと思います。

審議会では大きなものの案件やガイドラインの策定などを行う形でいきたいと思っています。

(会長)

ありがとうございます。では私からひとつ提案なのですけれど、ここに書いてある内容で景観計画の進行管理をして行きたいとしていますけど、柴原課長さんにお伺いしたいのですけれど、空き家の対策計画は作っていますか。

(事務局)

今、空き家の実態調査を行っているところでありまして、平成 29 年度に協議会の設置をしていきたいと考えております。その際に計画の策定を行う予定です。

(会長)

わかりました。他市も同様に、空き家が全国的な問題になっており空家特措法という法律が出来まして、その中で景観計画と連携してくださいという制度があります。問題になっている空き家を「特定空き家」と呼びまして、「特定空き家」の定義に景観上大きな問題がある場合というのを示されました。

背景には各自治体で景観計画を作ったのですが「美しい町並みの基準」を作る上で空き家が抵触する場合がありますので、空き家対策の計画には景観計画の基準の反映が必要になりそこでの整合性を取らないといけません。

すでに和歌山県那智勝浦では行政代執行で空き家を撤去した事例もあります。今後志摩市でも眺望保全地区や景観に関わる部分も出てくると思います。太陽光と同じように所有者不在で周囲に迷惑をかける場合もあると思いますので、空き家計画と景観計画との連携を取る必要があるのがこれからの課題です。

(会長)

それではここで提案していただいた景観計画の進行管理に従って 4.の部会の設置について、委員の皆様からもあってもいいとの意見を頂きましたし、三重県

の他の市も部会を設置しているので、事務局の方で部会の設置について具体的な検討を進めてください。

(事務局)

わかりました。

(会長)

(4) 議案審議 1.志摩市景観規則の一部改正(案)について(議案第1号)について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(4) 議案審議 1.志摩市景観規則の一部改正(案)について(議案第1号)(資料4)の説明

(会長)

ありがとうございます。ガイドラインの策定にあたり事務局が検討したものを委員の皆様にご了承していただき、そのガイドラインを有効なものにするために、議案として提案されましたが、景観計画の中でもその他工作物の中のままにしておく太陽光発電が含まれているかわからないので、きちんと取り出して太陽光発電を明確に位置づけ、これから作るガイドラインと連携して志摩市における景観計画を作りたいということで議案に挙げさせていただきました。

それではこの議案につきまして、委員の皆様からご意見・ご質問ございましたらよろしくをお願いします。

(委員)

現行の「その他工作物」とあるのを「太陽光発電施設」の明記を増やすことについてはいいと思います。ただ規模の部分で築造面積500平方メートルはいいですが、高さ10mとの明記で本当にいいのか。志摩市内で考えると10mを超える太陽光発電ものは中々ないと思います。

(事務局)

規模に関して、築造面積500平方メートルは太陽光発電、高さ10mは風力発電を対象と考え明記しています。

(委員)

なるほど。わかりました。



(事務局)

捕捉しますと、ものによっては支柱の上にパネルを並べるものもあるみたい  
です。その中で5mを越えるものを出してもらうなどを行ったほうがいいのかと  
も考えてもいます。

(委員)

自然公園内の開発や、現状の雑木以上の高さのものが出てくるのであれば規  
制したほうが良いと思います。そこを検討してもらえたらと思います。

(会長)

太陽光発電の場合は高さではなく、築造面積で引っかかってくると思います。  
そこで築造面積 500 平方メートルが妥当であるかどうかを、今後ガイドライン  
が成案になった時にもう 1 回見直すことは可能だと思います。

(委員)

もう 1 点、500 平方メートルを条例案の中に入れたのであればそれ以下の設  
置について、業者が無差別に開発していく恐れがあると思います。これを食い止  
めるためのものがあれば記載しておいたほうが良いと思いますのでお願いしま  
す。

(事務局)

1 つ情報としまして太陽光の申請に関しまして平成 29 年の 3 月 31 日までで  
法律が変わりますので、その後事業者が申請しても利益が得にくくなっていま  
す。

それでの駆け込みが今あるので、今後今までどおりに太陽光発電が進んでい  
くとは限らないかなとも思います。そのあたりを注視していかないといけない  
と思います。

(委員)

太陽光に関して今利益が出るからやっているということですね。

(事務局)

中身はわかりませんが、情報として3月31日までに電力会社と契約していないと1kWあたり32円もらえないとの事みたいです。

(事務局)

あと今電力会社と契約していても施工に至っていない所があるかもしれませんが、それがどれほどの件数でどれほどの規模かをまだ市としては掴みきれれておりません。

(委員)

先程3月31日までに大きく開発されたところはそのままで行くのか、それとも指導などで樹木を植えるや泥水の排水などの明記が出来るのであればありがたいなと思います。

(事務局)

田邊委員の言われていることは景観でない所でしっかりと揉んでいるところなんです。ただ出来上がっているものをどうするかというのを一所懸命行っているところです。

(委員)

森本部長のおっしゃられた法改正のことですけれども、電力の買い取り価格が順次値下がりしていますが、志摩市は日当たりがいいということで昔開発されて放置された使い道のないところを技術開発によって設置される可能性があります。

(事務局)

ここには書いては無いのですが土地の上でなく水中の上に設置しようという計画も実際に届出はあります。立神と波切の間の池のところに設置しようという話があります。

(会長)

環境アセスメントで審議しないところを事務局側で整理して頂き、ここは環境局で精査、ここは景観計画で精査という風に分けていただくことで、景観審議会でどの役割を果たしていくかを決めていけたらと思います。また事務局で基本計画の整理の方をよろしくお願いします。

それでは今後ガイドラインを検討していく中での指導や協議について、「その他工作物」から「太陽光発電施設や風力発電等」を独立させてきちんと明記させるという方向性については了解頂いたと言うことで承認されたものと致します。

(会長)

2.志摩市内における風力発電計画について（議案第2号）

この件に関しまして冒頭に話させて頂きました「議案第2号 志摩市内における風力発電計画について」は志摩市情報公開条例第9条に該当するため、傍聴者の方はご退席願いますのでよろしく申し上げます。

(傍聴者 退席)

(会長) 説明をお願いします。

(事務局)

2.志摩市内における風力発電計画について（議案第2号）の説明（資料5）

(会長)

ありがとうございます。色の変更についてですがどの部分が低明度の茶色になるのですか。

(事務局)

支柱の部分だけです。ブレード（羽根）の部分は光沢ない白で残したいとこのことです。審議会の皆様の意見と相談しながら写真のほうに色を付けていきたいと思っています。設置場所は特別地域内で海岸からも主要道路からも少し離れた雑木林の中に設置していきたいとこのことです。

当初は色だけの指導という判断をしたのですが、今回初めてのケースですので審議委員の皆様の意見を伺っていくことがいいのではないのかということで議題に挙げさせていただきました。

(委員)

この申請は環境とかの方でも許可とか要らないのですか。

(事務局)

今回の届出案件は 30 平方メートルの面積。それから工作物としての建築確認は不要。農地ではない。自然と環境の保全に関する条例も 1000 平方メートル以上を対象としているので本件は対象外。うち（景観計画）だけ（許可申請）になります。

（委員）

他の法令による届出はないのですね。

（事務局）

そうですね。唯一景観計画だけが高さ 10m を超えているので届出が必要となり、色だけの話になれば配慮されているということですがけれども、これで本当にいいのかといった事があるのでご意見頂けたらと思います。

（委員）

他の県とかどうされているのですか。

（事務局）

正直なところ申し上げますと確認しておりません。

（委員）

これはこの規模のものが単体の 1 本が立つということですか。

（事務局）

まずはそうです。

（委員）

これはテストということですか。

（事務局）

おそらくはそうだと思います。

(委員)

群馬県の会社が志摩市に来てやるということはそういうことだと思いますけどね。

(事務局)

昔から風力発電は環境省が鳥羽湾沖などの海上での計画をしておりました。実施はしてこなかったみたいです。副会長、この絵を見て倒れてきそうと思いませんか。

(委員)

たぶん構造規定は取れていると思いますよ。プレハブと一緒に第一認定が取れていると思います。

(事務局)

でも工作物ではないから第一認定の基準も無いと思いますよ。

(委員)

自治会から言わせてもらおうと(本件は)住宅地から離れている、管理も柵を張って対応するということですがけれども、今後太陽光と同じように風力発電も事業が衰退していったときにどうするか。

また行政側にメリットがあるのか。負の遺産にならないか教えてほしいです。

(事務局)

償却資産はもらえると思いますがどこまで価値あるかはわかりません。

(委員)

何も税金の問題ではなくて、県外からわけのわからない業者が入ってくるということについて、県内の業者であれば雇用が生まれるということもわかりませんが、全部吸われてしまう。雇用や経済面で何もメリットが出ないのではないのかと思います。そこらへんも含めて自治会の代表として僕は反対です。

(会長)

ご意見ありがとうございます。

(委員)

初めて知ったのですけれど、大型と小型があるのですね。太陽光の場合は枚数によって決まってくると思いますけれど基準とかはあるのですか。

(事務局)

想像ですけれどワット数によって決まってくると思います。太陽光の目がソーラーの場合も発電量、ワット数によって決まってくるので、風力もそれで線引きしているのだと思います。

(委員)

例え話ですけど、風力の関係で地元住民がプロペラに鳥が当たるということで反対運動があったり、ダムを作るということで生態系に影響してくるといったことでの反対運動があったりと、そういった環境保護団体からの情報も来ると思うのですけれど。

(委員)

この資料 11、12 の写真はどこのものになるのか。

(事務局)

業者から出された 3 枚の写真は各視点での設置した際の予想の写真になります。

(委員)

この道路は三ヶ所へ行く道か。

(事務局)

そうです。本当に車一台通れるぐらいのところですよ。

(委員)

あつてはならないことやけど、羽根が落っこちてきたとかという事例があると思うので道路の側面からも離れていないし問題かなと思います。

(委員)

今伊勢からこのあたりまでで（風力発電を）行っていたりするのですか。

(事務局)

今松阪市さんがウインドファームということで大規模発電ということで動いております。

(委員)

伊勢志摩地区だから小型ということですか。

(事務局)

おそらく試験的だからだと思います。まず小さいものでやってみて、ということだと思います。

(事務局)

海拔はおそらく 30m ぐらいだと思います。

(委員)

設置事業者は立派な太陽光発電の会社なのですか。

(事務局)

エコラル株式会社さんなのですが本社は広島県広島市、（申請のあった）群馬県のところは群馬支社ということになります。設立は 1996 年、資本金は約 1000 万円、主要事業はおからを主原料とした猫砂の製造販売、太陽光発電の設計・施工、オール電化の施工・販売が主力です。

事業部として風力発電事業部があるので行っているのだらうと思いますが事



例を見るとほとんどが建物の上の太陽光発電の設置になりますので風力発電の実績はありませんのでどうなのかなと思います。志摩市が初めての様な感じも致します。

(委員)

背景は再生可能エネルギーということで太陽光発電が進んで他の再生可能エネルギーの価格が落ちてきていないので、こういった風力は狙ってくると思いますし、小型というのは自然公園法で高さ 30m を超えるものは普通地域でも届出の対象になってくるのですけれども、この規模ですと届出は要らない。

自然公園法で手続き・届出行為となってくると、環状線を分断したり、海と陸を分断したりといったことが目立つので出来ませんといった相談は昔からありました。そういったことでこれからも 30m を切った届出が増えてくると思います。

(委員)

今の雨宮委員の意見を聞くと規定・規約を満たしているけれど、国立公園内のいたる所に出来てしまうと大変だなと思いますね。事例 1 として挙がっていましたが自治会としては反対ですね。

(事務局)

景観の関係で実際に設置を規制するというのは難しいです。この件も含め太陽光とあわせて環境の部局で揉んでほしいなと思っています。

(事務局)

上村からお話させていただきますけれども、この場では設置を規制するといった力はなく、どの色にして下さいといったお願いの話ですので、それで困っています。色々な団体から規制しろと言われては来るのですが、業者は法律に沿って行っているということなので今対応に弱っています。

話が飛びますけれども太陽光、風力、空き家とこれからの行政はどうしようも

なくなってきました。空き家は少しずつ進んでいるのですが、どうしても個人の資産ですので限界はあります。

(委員)

これは景観区域内のどのエリアになりますか。

(事務局)

山地・里山ゾーンと眺望保全地区外になります。

(委員)

例えば電気通信施設として目立たないところに配置するということがあると思うのですが、配慮すると発電できないといったことで、この風力発電が景観に配慮したものとして「周囲の景観に配慮したもの」と相容れない本質的な課題を持ったものだと思うのですが、そういったことで少し止めるということとは出来ないのでしょうか

(事務局)

例えば近くにホテルなどがあればそのような切り口で行うことも出来るのですが、雑木林で展望台、眺望の視点場からも離れている中、そのようなことは出来ないですね。

(委員)

確認なのですが、届出されたものに対する処置として、こうしていただきという勧告をして、従わない場合公表することは出来ますか。

(事務局)

はい。

(委員)

国府の幼稚園から 2km 以内ということですのでそれで規制することは出来ませんか。

(事務局)

そうですねけれども国府の幼稚園のすぐ側に山があるので直接風力発電を確認することは出来ないのですし、また海から見ても同じような高さの携帯基地局と見比べてもまだまだ遠くにあるので目立つというのは難しいですね。

(委員)

ここを認めるということになりますと他のところも認めるということになるのですよね。

(事務局)

立地で規制しているわけではないので景観的な話になりますとこの色合いにしてくださいねという指導・助言になります。

(事務局)

景観に対する届けですので設置に対する規制は法的には出来ませんのでそこらへんが難しいですね。

(委員)

自治会の承認をもらってからというのはどうでしょう。地域住民の承諾を貰えたらというのはどうでしょう。

(事務局)

もう少し海岸沿いでしたら漁業者の関係で漁協と協議して来いということも出来ますが、それも協議ですので(強制力は無いです)。

(委員)

集落から離れているということでこちらから言うことも難しい。あとは地権者と業者とのどんな契約かになってくる。売買か賃貸借か。後は風力から出る音が気になる。

(事務局)

騒音・振動は絶対あると思いますね。

(事務局)

この後で説明をするのですが、今志摩市の環境部局のほうで「再生可能エネルギーとの調和に向けた条例」を作成しておりましてそちらも後で説明しようと思います。

(委員)

配置図のところでこの風力は倒すこともあるとの記載があるということですか。

(事務局)

あくまでこれはイメージ図ですので実際に倒れているわけではありません。図面に書かれている点や丸は基礎のイメージになります。

(委員)

敷地の設計を見ますと倒す設計でいるのかなと思ったのですけれど。

(事務局)

施工上でここまで持ってきて立ち上げるということもあるかもしれません。

(事務局)

今回の土地全体が 515 平方メートルで、設置面積は 30 平方メートルです。また振動に関しては低周波が問題になっていますね。

(事務局)

騒音・振動も言いましたけど 65~75db 以内に抑えていると思うので明らかに超えていたらこちらで問題だということも出来ますけど、公害の数値まではいかないと思います。

(委員)

これは90日に延ばしている。

(事務局)

はい。延ばしています。

(委員)

後どれぐらい残っている。

(事務局)

11月24日の申請なので2月24日まで残っています。

(委員)

これは正式なルートで通って届出している所以我々はどうすることも出来ないという中で、住民代表ぐらいは告示しないといけないと思います。行政がするのか事業者がするのかをきちんと話し合いをした上での注意喚起ぐらいしか出来ないのかなと思います。

自治会は話が来たら反対しておけるとは言えるけど、そこしかいえる場所がないとおもう。

(事務局)

上村係長。地元自治会に十分な説明をしろという助言は出来ますよね。

(委員)

でも景観の観点とは違うので、環境部局からの指導でしか出来ないと思います。

(委員)

例えば、道路開発するときに事業説明や住民説明みたいなものを行うようにやらせてみることはできないか。

(事務局)

もともと公共事業の説明の場合は公的サービスの一環の意味合いもあるので説明をしますが、今回のように私有地での開発だとまた話は変わってきますのでどうしようもないところです。

(委員)

そうだとすると、地元の住民に説明はほしいです。

(事務局)

住民にも説明ということで、目立つので色がこのようになりますよということで説明してくださいと助言することぐらいですかね。

「何も地元の住民に説明がないのはどうなのか。これが出来ることで景観は変わるよね」ということでの話は出来ると思います。ただ（開発中止の）同意は出来ませんので。

(委員)

それぐらいですね。

(会長)

まず景観審議会でこういった意見が出てきたということで、「志摩市への景観に与える影響が大きいとのことで話し合われましたが、景観計画に抵触しているとはいえないのですが、一度地域住民の皆様へ景観的に問題ないことを周知させてください。」ということでいくのがいいと思います。

(事務局)

審議会からこのような意見が出たのでということで指導・助言が出来ると思います。

(会長)

このあと第2、第3と出てくると思いますので、松阪市の場合はポイントとし

て景観審議会と環境審議会を連携して行いました。環境審議会では環境アセスメントをかけてもらい適宜審査する。

そこから漏れたものを景観審議会でも審議する。こういったことを市に提案するというのはどうでしょうか。

これについては、業者ではなく、市長に対しての提案という意見になりますが。

(事務局)

そうですね。話を戻すことになりますけれど、柱の色の指導をした後の審議会でするので、色に関して茶色じゃなく白色でもかまわないのかといった意見を頂けたらと思います。

(委員)

すみません。事態を矮小化しないために意見は言わなかったのですが、設置後償却されるまでメンテナンスはされないと思うのですが、そう考えると塗装して頂くと塗膜の劣化や潮の影響をうけると思います。

例えば、溶融亜鉛めっきをして低光沢処理（リン酸塩処理）がありますけれども、長期的に美観の維持をしようと思うとそのような処理が必要と思うのと茶色と白色でしたら、茶色よりはグレー系のほうがいいのではないのかと思います。

(委員)

例えば、景観の観点から工程工費の高額なものの指定というようなことはどうなのですか。

(委員)

リン酸塩処理というのは高額になりますので嫌がります。

(委員)

色彩のほうから攻撃していくかたちやね。

(委員)

私も嫌がらせではないのですが、白と茶色のツートーンだとかえって目立ってしまうので低光沢処理で1色でということがいいと思います。

(会長)

それからナセル・ブレード部分のところは難しいと述べられていますけれども、何らかの試験をしてそのような意見が得られたのかという客観性のない回答ですので容易には受け入れがたいというような返し方でもいいのかなと思います。

(事務局)

試験の結果を提出せよと。

(会長)

書き方はいくらでもいいと思います。

(事務局)

色が変わったら再度塗りなおしてくださいということも追加ですね。

(委員)

耐用年数は書いていないのですか。

(会長)

その部分を質問してもいいと思いますね。

例えば、今回は単体での案件ですが群として増える場合での景観形成上の配慮はより強く求めるようなことをお伝えしておくのがいいと思います。

(事務局)

では事務局のほうで審議会の内容を取りまとめますので、会長に報告しご相談させていただきます。



(会長)

後審議会からの質問として、耐用年数の実績を教えてくださいのと設置後の景観面での維持管理について、撤去や更新についての意見をお聞かせくださいと相談し、それで色彩等の確認を行っていくのがいいと思います。

審議会で住民説明会を開いて景観的に問題が無いかを説明してくださいと色彩については先程の田邊委員のアドバイスを文書化して意見に出させていただくということをお願いします。

(事務局)

わかりました。今後はガイドラインの作成は設置の規制に関しては環境が、私どもの部局はあくまで景観での視点で作りたいと思いますのでよろしく申し上げます。

(会長)

では次、最後ですが 6.その他について事務局からご連絡をお願いします。

(事務局)

プレゼン資料「6.事例報告 土地の形質の変更等」、磯部町山田地内 太陽光発電施設建設に伴う土地の造成についての説明。

(会長)

ありがとうございました。この件に関しご意見・ご質問ありますでしょうか。

(委員)

自治会長に住民代表からこの件で反対してくれと意見を頂きました。志摩市自治体連合会もすでに設置されたもの、これから設置する予定のあるもの含めて県の方へ要望書を出す働きがけをしております。

すでに施工済みで一部クレームの出ている神明地区の案件ですけれども、無差別に樹木を伐採し造成を行いそのままの状態、そして太陽光の設置要綱としては東向きでの傾斜のある場所への設置になります。

そうすると今まで以上に濁水が流れ込んでくるようになる。今行政を通して対応をさせていただいているけれども、宅地であれば排水経路をしっかりとしますが、経費を削減して相手の土地と自分の土地の間に溝を彫るだけの乱開発をする業者もいます。太陽光パネルの設置に伴う環境の問題が出ています。最終的には将来大きな問題になると自治会は考えています。

今立神と浜島で大規模な太陽光発電施設の造成が進んでおり、自治会としても国立公園に指定されて70周年を迎えるにあたり自然環境を守るために働いてきましたが、一営利によって壊されるのは情けないと思います。本当にこの開発が行政や志摩市に利益が出るのか、三重県や県民にお金が入ってくるのか。国としても太陽光発電は推進していますがその工法についてはもっと明示していただきたいと自治会の代表としてお話しますので、また行政のほうでも対応お願

いします。

(会長)

ありがとうございました。地元の状況はよくわかりました。

(委員)

あと先程の 10 年後 20 年後の撤去についても含めてですね。

(委員)

今現にインターネットで署名活動を行っていますので、県へも働きかけを行っていますのでよろしくお願いします。

(委員)

今の件、漁業権で言うと穴川、坂崎、的矢、三ヶ所。

(会長)

あと国府からも開いてもらえないかとの話があったと聞いています。ただ鳥羽までは無いです。

(委員)

これについて申請期間は 30 日、90 日。

(会長)

もうすでに届出は出されておまして、2 ページ目 (スライド番号 38) で平成 28 年 7 月 29 日届出、第 1 回目変更届出は 11 月 30 日、第 2 回目変更事前相談は 1 月 20 日に頂いております。届出に関しては受理しています。

(事務局)

ただし工事の着工はまだしていません。環境のほうで色々と相談しているとの事です。

(委員)

届出の手順はどのようにしていますか。住民の説明はどうです。

(事務局)

そういったことを入れていきたいとの事で条例を作っていきたいとの事です。基準や審査、立地を規制できないのかといったところからの取り組みですので、こちらに関しては環境の部局から行っているとの事です。

(委員)

今度作ろうとしているのは許可制ですか。届出制ですか。

(事務局)

届出で考えているみたいです。

(委員)

たとえ届出制であっても、その用件を飲まなければならないのかといたらそうではなくて、今回の場合も届出制ですけど変更通知を出して「変更をしなければいけませんよ」とインパクトを与えて、相手に理解させるには有効なのだと思います。

(事務局)

ある程度固まりましたら景観審議会でも図ろうと思っていまして、今立地規制の範囲をどうするかを環境さんが悩んでおり、横山展望地区、桐垣眺望保全地区を入れたいとの要望があるので、そのあたりの素案が整いましたら図りたいと思います。

(事務局)

正直、先程の農面道路や見えないところの開発に関して今までチェックはかかっていませんでした。ここのところは誰が見ても景観は悪いとの事でしたので規制がかかってきただけです。

ただ景観的に反対の人もいれば、太陽光を推進していこうという人もいます。地元でもそれでお金儲けをしている人もいますし、力を入れてやっていこうという人もいます。そしてその人たちを担いでいる人や団体もいます。

(委員)

ひとつ質問ですが、土地の造成に関しては県の開発許可が必要なのはわかったのですが、上物（太陽光パネル）の開発に関しては景観審議会に来ないのですか。

(事務局)

本来造成の時から審議に凶るべき案件だと思います。ソーラーは規模が大きいですので、部会か審議会に凶ろうと思っていますのでそのときはよろしくお願いします。

(委員)

上物（太陽光パネル）の申請は無いのですか。

(事務局)

ないですね。

(委員)

近い将来景観審議会の上物（太陽光パネル）の審査に当たるということですね。

(事務局)

はい。

(会長)

そのときに審議できるようにそれまでにガイドラインの作成をしていくべきですね。雨宮さんがおっしゃられていたように景観的に配慮する点はたくさんあると思いますね。

(委員)

正直全国の国立公園の中で伊勢志摩が一番太陽光の処理件数が多いです。33ある国立公園のうち3分の1が伊勢志摩になります。そのため一番進んでいる地域になりますので他の地区の事例を紹介することも出来ますけど、こちらが一番進んでいる可能性が高いと思います。

例えば富士山などは国立公園の外にそのようなガイドラインを作って対応したりします。

(委員)

ということは志摩市がそういう条例がゆるかったから来たんだ。

(事務局)

それと志摩市は日照時間が長いのです。

(事務局))

県内でも志摩市が一番多いです

(事務局)

あと土地の価格が安い。休遊地が多いなどいろんな条件が重なって申請が多いです。

(委員)

ゼロ金利で預けているよりも得ということかもしれません。

(委員)

話がずれるのですが、九州のほうで山の裾野でメガソーラーをやろうという話があったみたいです。その時景観を損なうということで、自治体が猛反対して撤去したという話を聞いたことがあります。

やっている側は雇用も増えていいかもしれないけど、こっちには雇用も生ま

れないので、百害あって一利なしなので困るということです。そういうことでさっきの風力でも同じように取れないのかなと思っています。

(会長)

そうですね。志摩市は普通地域が多いので大変ですね。他は特別地域が多いのでそんなに簡単に出来ないのでしょうか。

今後、まとまってきた頃に審議会を開いて市の環境課さんが作っているものについての情報提供をして頂いてもいいですし、景観審議会としては土地の造成が終わったら、今度は上物（太陽光パネル）の部分も出てくるのでその時は景観的に配慮した配置を意見するというので、それを行うにはガイドラインの作成ということでよろしくをお願いします。後手に回らないようお願いします。

(会長)

ではありがとうございました。以上で本日の事項はすべて終了しました。事務局から他に連絡はありませんか。

(事務局)

はい。

(会長)

では、次回の審議会の開催の予定をお願いします。

(事務局)

次がガイドラインの策定後ということで6月から7月にかけて形を作っていくと考えていますので、そのころに日程調整をさせて頂きたいと思いますので、また新しいメンバーになりますのでその時は会長の選出からと思いますのでよろしくをお願いします。

(会長)

では、次回は夏前ということでよろしくをお願いします。また事務局から日程の

ご連絡あればご参加をお願いします。本日は長時間になりましたけれども熱心に最後までお話ありがとうございました。本日の審議会終了させていただきます。

(事務局・委員)

ありがとうございました。

(終了)